

県民意見募集の実施結果

1 県民意見募集の概要

【実施期間】令和4年6月14日～令和4年7月13日

【提出者数】12人

【提出方法】電子メール：1人，FAX：3人，HP入力フォーム：8人

【意見数】33件

区分		件数
(1) 産業廃棄物埋立抑制等に関する今後の方針について		21件*
内訳	3Rの推進	(8件)
	廃棄物の適正処理	(6件)
	啓発活動の支援	(1件)
	その他のご意見	(6件)
(2) 産業廃棄物埋立税制度を継続し5年間延長することについて		12件
内訳	賛成（概ね賛成等を含む）	(9件)
	反対	(2件)
	賛否以外のご意見	(1件)

*複数の内容を含む意見があるため、提出者数とは一致しない。

2 意見の内容と県の考え方・対応

(1) 産業廃棄物埋立抑制等に関する今後の方針について

意見の内容	県の考え方・対応
<u>○3Rの推進</u>	
1 リサイクル困難物（塩ビ等）の処理方法、処理施設の拡充を図り、埋立抑制に寄与してほしい。	リサイクル困難など課題のある廃棄物について、产学研連携による研究支援等により埋立抑制を図るとともに、AI等デジタル技術を活用した高度選別施設の導入促進などにより、最終処分量削減効果の高い事業に集中的に取り組むなど、埋立抑制を図ってまいります。
2 埋立を減らすためにしっかりと事業をしてほしい。	
3 埋立抑制が十分でない品目について重点的に取り組み、排出事業者への働きかけにより既存リサイクル施設への受け入れ増加や、AI等デジタル技術を活用した高度選別施設の導入促進などによる、リサイクルをさらに推進させることは必要。	
4 埋立抑制を進めることについては賛成。最終処分場というのは、住民として考えるとやはり簡単に作ってほしい施設ではない。現在発展目覚ましいAI技術などを使って、埋立抑制ができるということであれば、是非進めてほしい。	
5 補助金制度をもっと単純明快にして、設備を整えながら埋立抑制を進めていく必要がある。	「広島県廃棄物排出抑制・リサイクル施設整備費等補助金」について、引き続き利用しやすい制度となるよう努めてまいります。

意見の内容	県の考え方・対応
6 事業計画において、がれき類等と混廃へ最優先の対策が必要とのことだが、がれき類等はリサイクル率が高い自治体とその処分会社との意見交換をしてはどうか。混廃については啓発活動の継続が必要だが、啓発先を排出事業者だけでなくそこに従事する専門工事会社向けも対象とし、「分別」について元請からの指導に加え、自治体主導での周知をしてほしい。	国土交通省の「建設リサイクル推進計画2020」でも、「建設混合廃棄物の現場分別の徹底」の取り組みが挙げられており、排出時点での分別が重要と考えています。国や他自治体の取り組みも参考にしながら、埋立抑制を図ってまいります。
7 広島県以外の他県との情報共有による、最終処分場にいくものの有効活用の検討	
8 リサイクルを進めることは素晴らしいと思うが、設備投資に係る費用が膨大なため埋立は必要。あまり抑制しすぎるのは社会停滞につながると思う。	現状では技術面、経済面から合理的な処分方法として埋立せざるを得ない産業廃棄物もありますが、適切に選別すればリサイクル可能な廃棄物について高度選別施設の導入を促進するなどにより3Rの推進を図ってまいります。
○廃棄物の適正処理	
1 不法投棄監視体制もデジタル技術を活用して推進してほしい。	現在実施しているパトロールや立入検査等に加え、衛星画像のデータ解析やドローン等のデジタル技術を活用した監視体制の強化等により、不法投棄の未然防止、早期発見、早期是正を図ってまいります。
2 不法投棄対策も重要。捨て逃げは許されない。	また、不適正処理等があった場合には、行為者に対して、是正指導の強化や行政処分などにより、厳正に対応します。
3 不法投棄の監視や業者への指導	
4 企業の人間も産廃業者の処理現場を確認し、監視する必要がある。ただ、専門家でないでのどのような点を見ればいいのか分からぬ。行政による監視をしっかりしてほしい。	定期的な産業廃棄物処理業者への立入検査により適正処理を指導するとともに、違反者に対する行政処分などにより厳正な対応を行うことにより生活環境の保全を図ってまいります。
5 不適切業者の公的な公表	行政処分については、公表基準に基づき公表することとしています。
6 廃棄物の適正処理として「排出事業者向け講習会」と記載があるが、予算が大きい割には、どのようなことがされているのか見えてこないので、県民に見える形にしてほしい。	毎年度、産業廃棄物の排出事業者等を対象とした講習会を開催し、廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の徹底等を図り、産業廃棄物の適正処理を推進しています。 講習会の開催にあたっては、県のホームページに掲載するほか、県内の排出事業者等に受講案内を郵送することによって、周知しており、講習会で使用するテキストについては、事前に県のホームページで公開します。

意見の内容	県の考え方・対応
○啓発活動の支援	
1 小中学生の環境教育に力を入れるべき。将来を担う若者にこそ、環境への意識が必要。	県内各地の学校、地域等への環境学習講師の派遣や、環境イベント等を通じて環境学習の支援を図ってまいります。
○その他のご意見	
1 排出事業者（納税義務者）へのアンケート結果で、産廃税の継続について反対意見を公表しないのはなぜか？	アンケートの選択肢のうち「廃止すべき」を選択された割合である 3.2%を反対意見として記載しています。
2 税率（1,000 円/t）について、分からぬいが 60%であり、半分以上が妥当な税率だと認めていない。	<p>アンケートの結果などを踏まえた検証において、税の導入以降、最終処分量は減少傾向にあり、埋立抑制に係るインセンティブの観点からも、税率を変更する必要はないと考えております。</p> <p>今後も税の趣旨・目的に沿った効果的な事業を実施し、税を御負担いただいている事業者の皆様に御理解いただけるよう努めてまいります。</p>
3 有識者等の意見を 6 名にしか聞いていないのはなぜか？	税の今後のあり方を検討するにあたり、税の導入及び税活用事業の実施効果の検証や循環型社会の実現に向けた課題等について学識経験者、商工関係者、住民団体、行政の各分野の有識者より、それぞれの観点・立場から意見を聴取しております。また、納税義務者である排出事業者へのアンケートや、直近の実情を把握するため最終処分量の多い排出事業者・最終処分業者への調査や意見聴取などにより検証を行いました。
4 5年の時限措置が今回の延長で、導入された平成15年から25年になる。いつまで続け、いつ廃止するのか？	<p>課税による埋立抑制効果や基金状況、税活用事業の効果などの検証を有効に行うことができる期間として、5年間という時限措置をとり、5年毎に検証を行うこととしております。</p> <p>目標である最終処分率 1.5%の達成、維持を目指し、税活用事業の取組を進めることにより、着実に埋立抑制を図ることで、この目標を早期に達成できるよう取り組んでまいります。</p>
5 税収の使い方については素晴らしい。	税収を活用した効果的な事業の実施に努めてまいります。
6 県民の役に立つ使い道であれば構わない。	

(2) 産業廃棄物埋立税制度を継続し5年間延長することについて

意見の内容	県の考え方・対応
<u>○賛成（概ね賛成等を含む）</u>	
1 埋立抑制の為に継続する事には賛同する。	税制度を継続し、税収を活用した効果的な事業の実施に努めてまいります。
2 延長には賛成。目標に向けて進めてほしい。	
3 埋立抑制の早期達成に向けて、最終処分量の多い産業廃棄物に対して、埋立抑制に係る集中的な対策を実施しており、最終処分率の減少に効果が表れている。今後も継続して行っていくべきである。従って5年間延長することは良いと思う。	
4 特になし。	
5 埋立から税金を徴収して、リサイクル施設の充実や不法投棄対策に使うというのは理にかなっている。 最終処分率1.5%を目標としているということについて、最終処分されるゴミがなくなることはないので、恒久的に課税して、環境対策のために使えばよいのではないか。 ただ、正直ホームページを見ても文字ばかりで、どのような事業をされているのかわかりにくいので、もう少し実際にやられている事業を視覚的に訴える形で出してもらえるとわかりやすい。	課税期間については、課税による埋立抑制効果や基金状況、税活用事業の効果などの検証を行なうため5年間の時限措置としています。また、法定外税の新設等に係る総務省からの通知の中でも、一定の課税期間を定めることができます。 ホームページの事業紹介についてより分かりやすい記載方法にするなど修正、内容の充実を図ってまいります。
6 税制の趣旨が、 産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、排出抑制、減量化、リサイクル、CO ₂ 削減・抑制、適正処理その他の循環型社会の形成に関する施策の推進を図る。 ことであれば、本税を原資に広島県としても本気で取り組むのであれば、延長には賛成する。 但し、本税が本来の趣旨にそって活用されている事が前提。	産業廃棄物埋立税の目的である「排出抑制、減量化、リサイクル、産業廃棄物の適正処理その他の循環型社会の形成」について効果的な事業の実施に努めてまいります。また、「CO ₂ 削減・抑制」は税の目的に含まれていませんが、省エネ診断士の派遣による脱炭素にもつながる廃棄物排出抑制の支援にも新たに取り組んでまいります。
7 継続は、やむを得ない。 税活用事業の内訳でリサイクル施設整備と記載され、別冊資料では選別施設の整備とのことだが、中間処理施設への補助の割合を増やす試算をしてはどうか。 また優良処分会社へのサーマルリサイクル、ケミカルリサイクル、マテリアルリサイクル施設整備への補助を検討してもらいたい。但しサーマルリサイクルについては、欧米ではリサイクルと認識されてないので今後の動向について注視が必要と思います。	リサイクル施設整備費等補助事業では、がれき類、廃プラスチック類等の埋立抑制が十分でない廃棄物に係る中間処理施設の整備については補助率の引き上げ(1/3→1/2)を行っています。混合廃棄物の選別を含めた中間処理が重要と考えていることから、コーディネーター等の働きかけによる整備を進めていきます。 リサイクル方法等については、国の動向を注視してまいります。
8 延長は仕方ない。環境教育と監視をしっかりやってほしい。	税収を活用した効果的な事業の実施に努めてまいります。

意見の内容	県の考え方・対応
9 1000 円で十分なのか。企業は儲けすぎなので値上げしても県民のために使うのがいい。	産業廃棄物の排出抑制を目的とした税を導入している全国 28 道府県・市すべてにおいて、税率は 1 トン当たり 1,000 円となっており、全国的にこの税率が定着しています。また、税の導入以降、最終処分量は減少傾向にあることから、税率の変更は考えておりません。
<u>○反対</u>	
1 排出事業者、中間処理業者、最終処分業者も法人税等払っている。二重課税ではないか？廃止してほしい。 ※（1）の欄への記載でしたが、内容から税制度に係る意見に分類させていただきます。	産業廃棄物埋立税は、県の条例に基づいて課税する「法定外目的税」で、総務大臣の同意を経て実施しています。 この総務大臣の同意要件のひとつに、「国税又は他の地方税と課税標準を同じく」しないことがあります。 課税標準とは、税額を算出するために税率を乗ずる対象となるもので、例えば、法人税では各事業年度の所得の金額とされています。一方、産業廃棄物埋立税では最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量を課税標準としており、他の税とは異なることから、これまで、総務大臣の同意を得て課税しています。
2 景気の悪化が懸念される中、税金の軽減が必要。コロナにより疲弊した経済を立て直す意味でも数年は廃止した方が良い。	産業廃棄物埋立税の収税は、リサイクル施設の整備といった「3 R の推進」や、不法投棄の監視をはじめとする「廃棄物の適正処理」などの施策に充てています。 これまでの課題に加え、リサイクル困難物の増加や自然災害に伴う災害廃棄物の発生といった環境変化に対応していく必要があることから、その施策に充てる財源として、引き続き、税の継続をお願いしたいと考えています。
<u>○賛否以外のご意見</u>	
1 「3 R の推進」について、県民に PR するだけでなく、実行できる政策をしてほしい。今まで 5 年間延長するだけでは、効果的な税金の使い方とはならない。	産業廃棄物の 3 R の推進について、排出事業者への働きかけによる既存リサイクル施設への受入増加やリサイクル製品紹介画面のリニューアルといった PR に関する施策だけでなく、十分な埋立抑制に至っていない廃棄物について重点的に施設整備補助をするなど、最終処分量削減効果の高い施策の実施に努めてまいります。